

(素案)

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動  
行 動 計 画

平成 27 年 月

広 島 県



# 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動「行動計画」

## 目 次

### 第1章 総論

#### 1 行動計画の策定に当たって

- (1) 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 2 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 3 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 4 目指すべき姿とのギャップ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 5 目指すべき姿の実現に向けた取組の考え方・・・・・・・・ 8

#### 6 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- (1) 県民，自主防災組織，事業者，市町等との連携
- (2) 県の役割

#### 7 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 第2章 具体的な取組

#### 《災害から命を守るための行動に関する取組》

- (1) 身の周りの災害危険箇所などを「知る」・・・・・・・・ 11
- (2) 災害発生の危険性をいち早く「察知する」・・・・・・・・ 13
- (3) 自ら判断して適切に「行動する」・・・・・・・・ 15

#### 《普段から災害に備えるための行動に関する取組》

- (4) 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」・・・・・・・・ 16
- (5) 非常持出品を準備するなど災害に「備える」・・・・・・・・ 19

### 資料編

## 第1章 総論

### 1 行動計画の策定に当たって

#### (1) 策定の趣旨

##### ア 広島県の気象条件・地形的条件

本県の気象条件は、北の中国山地、南の四国山地に挟まれた地形的な理由により、梅雨・台風時期を除き、一般的に夏の降雨量、冬の降雪量ともに少なく、晴天が多い瀬戸内海気候地帯です。

このため、県全体の気候としては概ね温暖ですが、夏は、梅雨時期には記録的な豪雨により、災害をもたらすことが多く、また、秋には、9月中頃から10月にかけて大型の台風が西日本に接近し、その通り道になった場合には、前線の活動が活発になり、大規模な風水害や高潮被害をもたらすことがあります。

また、本県の地形は、県土の約7割を山地が占めており、全般的に急峻な山地が多く、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所をあわせた土砂災害危険箇所数は31,987箇所（全国最多）にのぼります。

こうした地形条件に加えて、本県の地質は、風化が進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩等から構成されており、長雨や集中豪雨があるたびに、がけ崩れや、溪流からの多量の土砂流出による土砂災害が発生しています。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、本県が取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書平成25年10月」では、南海トラフ巨大地震などにより、甚大な被害となることが想定されています。

##### イ 本県における近年の災害発生状況

本県では、これまで、次表に掲げるように、土砂災害、風水害、地震による被害が発生しています。

時期	災害名称	死者(※)	負傷者	全壊家屋数	備考
H26. 8	8.20 土砂災害	74 人	44 人	133	
H22. 7	7月梅雨前線豪雨	5 人	6 人	19	
H16. 9	台風18号	5 人	147 人	27	
H13. 3	安芸灘地震（芸予地震）	1 人	193 人	65	
H11. 6	6.29 災害（豪雨災害）	32 人	59 人	101	
H 3. 9	台風19号	6 人	49 人	50	一部損壊家屋 (22,661)
S63. 7	豪雨災害	14 人	11 人	38	

(※)行方不明を含む。

## ウ 本県における近年の防災・減災の取組

### ○ 広島県防災対策基本条例の制定（平成21年3月）

近年の、大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指すこととして制定しました。

この条例では、県民、事業者、自主防災組織、市町の役割等を明確化したうえで、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成11年の豪雨災害が発生した6月29日を「ひろしま防災の日」、6月を「ひろしま防災月間」として定められました。

### ○ 社会全体で取り組む防災協働社会の構築に向けた取り組み

ひろしま未来チャレンジビジョンに基づき、防災意識の醸成のための普及啓発や、防災教育の推進、また、自主防災組織の設立促進や活動の活発化の推進など、県民の防災意識の醸成と地域の災害対処能力の向上に向けた取り組みを進めてきました。

### ○ 広島県地震被害想定調査

平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成25年10月には、広島県地震被害想定調査報告書を取りまとめました。

## エ 行動計画策定の趣旨

いつ、どこで起きるか分からない自然災害から県民の生命、身体や財産を守っていくためには、行政における、ハード・ソフトが一体となった対策を講じていくことに加え、県民自らが、その判断に基づいて「命を守る」行動をとっていただくことも極めて重要です。

このため、県では、平成27年3月に、「災害死ゼロ」を新たな目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととしました。

この計画は、災害対策基本条例及び当該運動条例の趣旨を踏まえ、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るために、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が主体となって又は連携・協働して取り組む具体的な事例を策定するものであり、行動目標を定めるものです。

## (2) 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

## 2 目指すべき姿

「自然災害による死者ゼロ」の実現を目指し、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動を推進し、県民や自主防災組織等が県民総ぐるみ運動に積極的に参画することにより、

すべての県民や自主防災組織等が、普段から災害に備え、いざというときには、命を守るための行動をとることができるよう、県民一人一人が必要な知識の習得や、状況に応じた適切な行動力を身につけ、**県内各地域で助け合える体制づくりが進んでいる**

状態を実現してまいります。

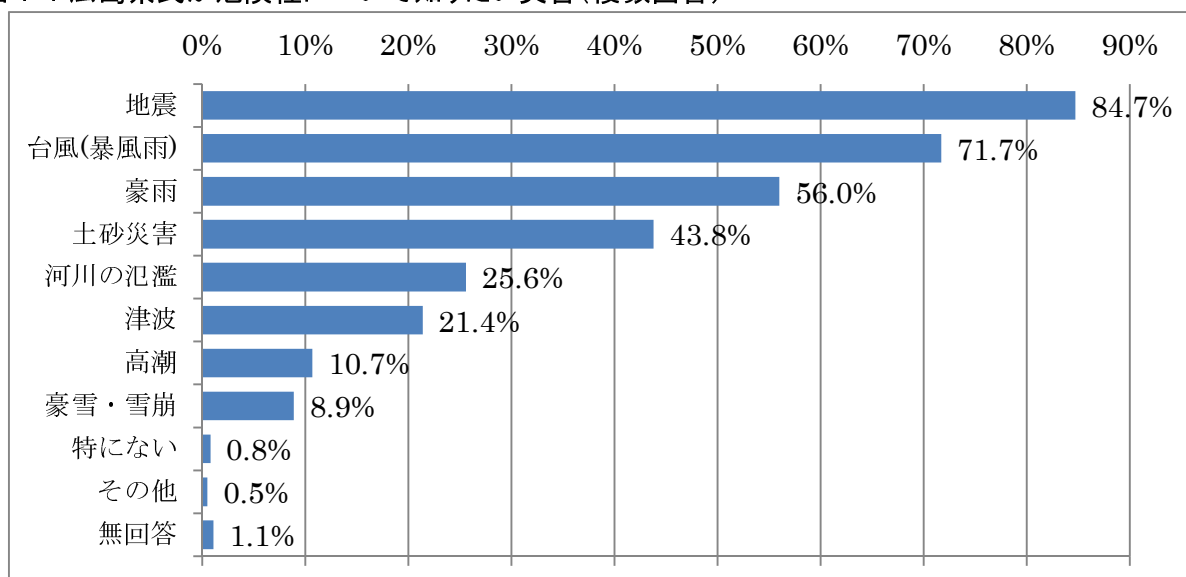
## 3 現状

### (1) 災害への関心

県民が災害の危険性について特に知りたいと思う災害は、地震が最も関心が高く、次いで、台風（暴風雨）、豪雨、土砂災害と続いています。全国的にも、地震が最も関心が高く、これは、平成23年の東日本大震災など、大規模地震が発生すると、その被害が広範囲かつ甚大となることなどが背景にあるものと考えられます。

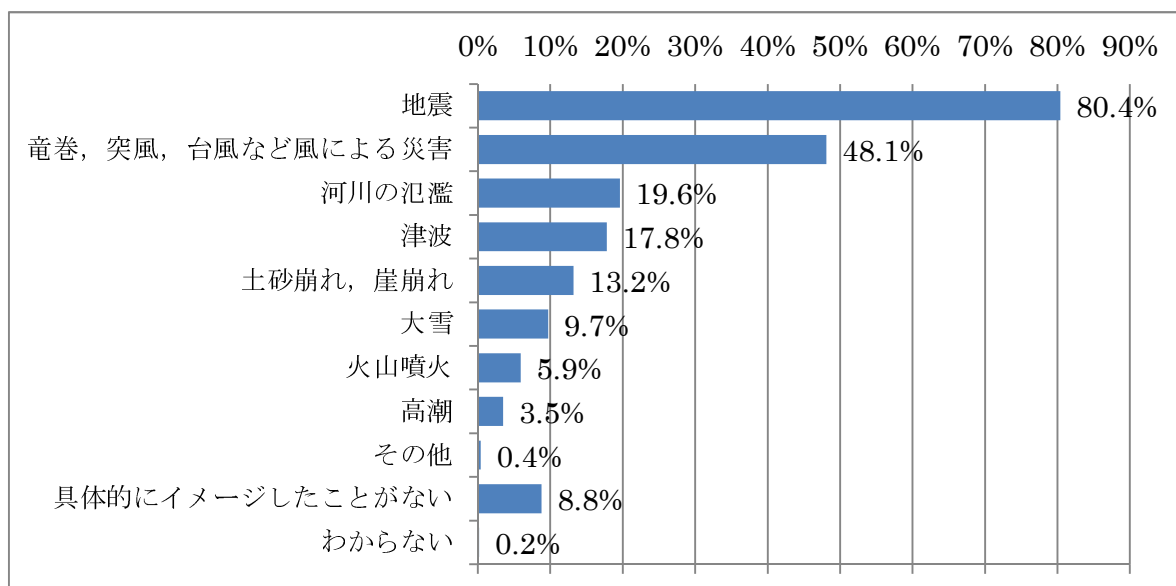
また、土砂災害については、全国を大幅に上回る関心の高さであり、本県の、土砂災害発生危険箇所が全国で最も多いことや、昨年の、8.20豪雨災害の発生などが要因になっているものと考えられます。

図1-1 広島県民が危険性について知りたい災害(複数回答)



〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

図 1-2 世論調査での災害被害の具体的イメージ(複数回答)



〔防災に関する世論調査(平成26年2月 内閣府)〕

その一方で、県民が、県や市町に特に力を入れてほしいと思う施策として、防災・危機管理対策を挙げる割合は2割弱であり、社会福祉・社会保障対策、高齢者対策、あるいは雇用対策に比べると低い割合となっています。

これは、本県におけるこれまでの災害が、被害の及ぶ範囲が、限定的、局所的なものとなる、豪雨や土砂災害が中心であり、多くの県民にとって、我がこととして実感することにつながりにくいことが原因となっており、(2)以降にも、その傾向が表れているものと考えられます。

表 1-3 広島県民が行政機関に特に力を入れてほしいと思う施策

	消防・防災, 危機管理対策	治山・治水・河川・砂防対策	雇用安定・勤労者福祉対策
平成26年度	13.1%	11.4%	20.0%
平成17年度	6.9%	7.7%	17.5%

〔県政世論調査(平成26年度/平成17年度比較 広島県)〕

## (2) 災害発生時における地域の危険性の確認等

地域の危険性を確認する主な方法としては、

- ・ インターネット上で公開しているハザードマップ
- ・ 市町が紙に印刷して配布したハザードマップ
- ・ 地域住民が独自に作成した防災マップ

などがあります。

これらマップの存在を知っており、地域の危険性を確認したことがあるのは5割となっている一方で、災害の種類に応じて避難場所、避難経路を確認しているのは、13.2%のみとなっているため、この割合を高める必要があります。

図 2-1 いずれかのマップの確認の有無

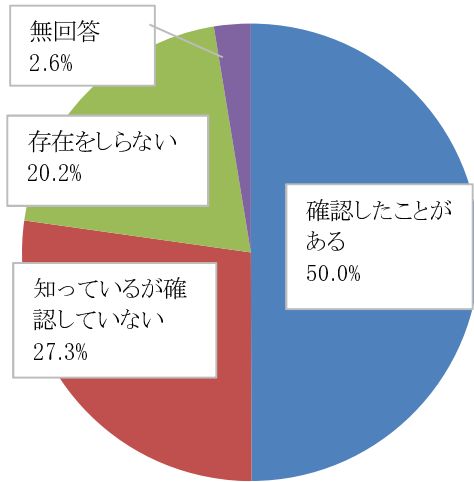
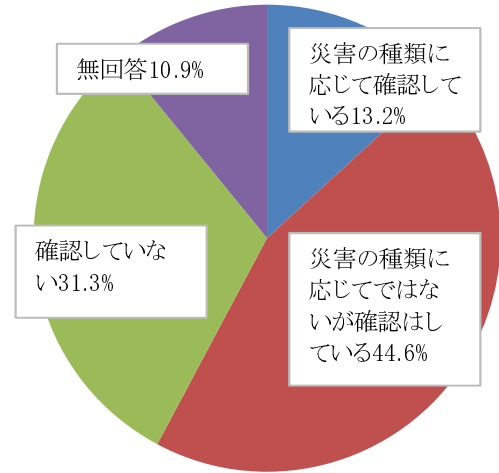


図 2-2 避難場所・避難経路の確認状況

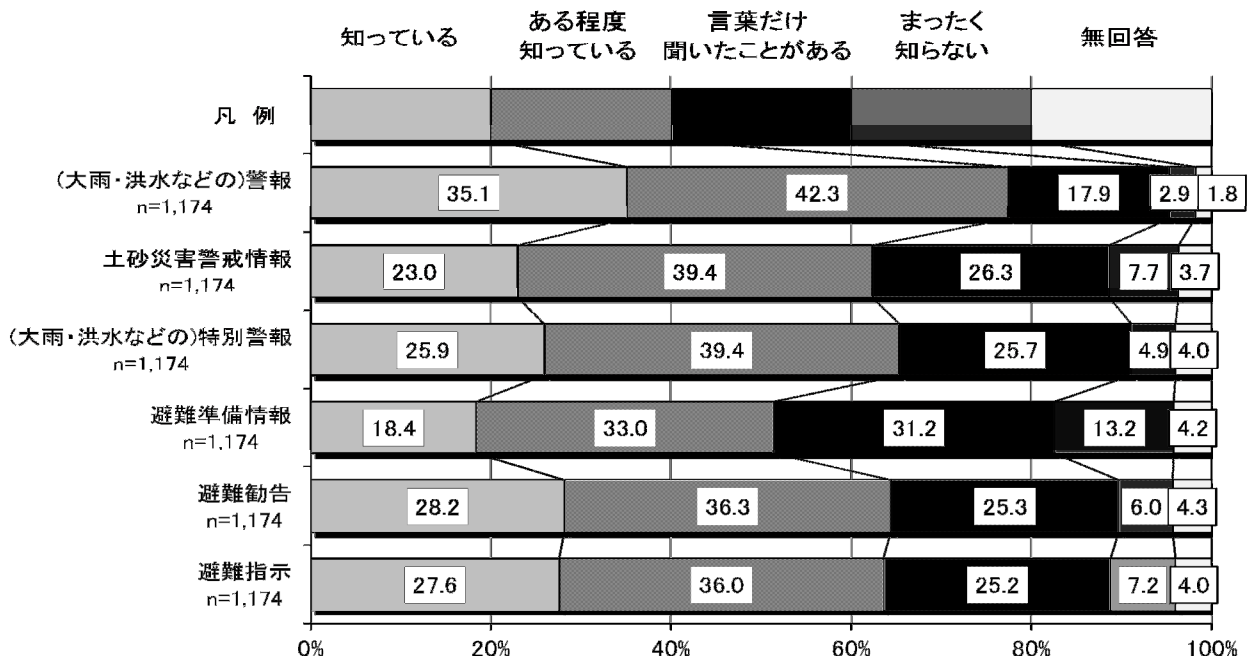


〔防災に関するアンケート結果（平成 27 年 1 月 広島県）〕

### (3) 気象情報や防災情報の意味の認知度

大雨・洪水の警報などの気象情報、並びに土砂災害警戒情報や避難に関する防災情報の意味の認知度は、「知っている」とする割合が2～3割に止まっている一方、「言葉だけ聞いたことがある+まったく知らない」は、3割から4割となっているため、普及・啓発活動を通じて、県民の正しい理解を促進していく必要があります。

図 3 気象情報や防災情報の意味の認知度



〔防災に関するアンケート結果（平成 27 年 1 月 広島県）〕

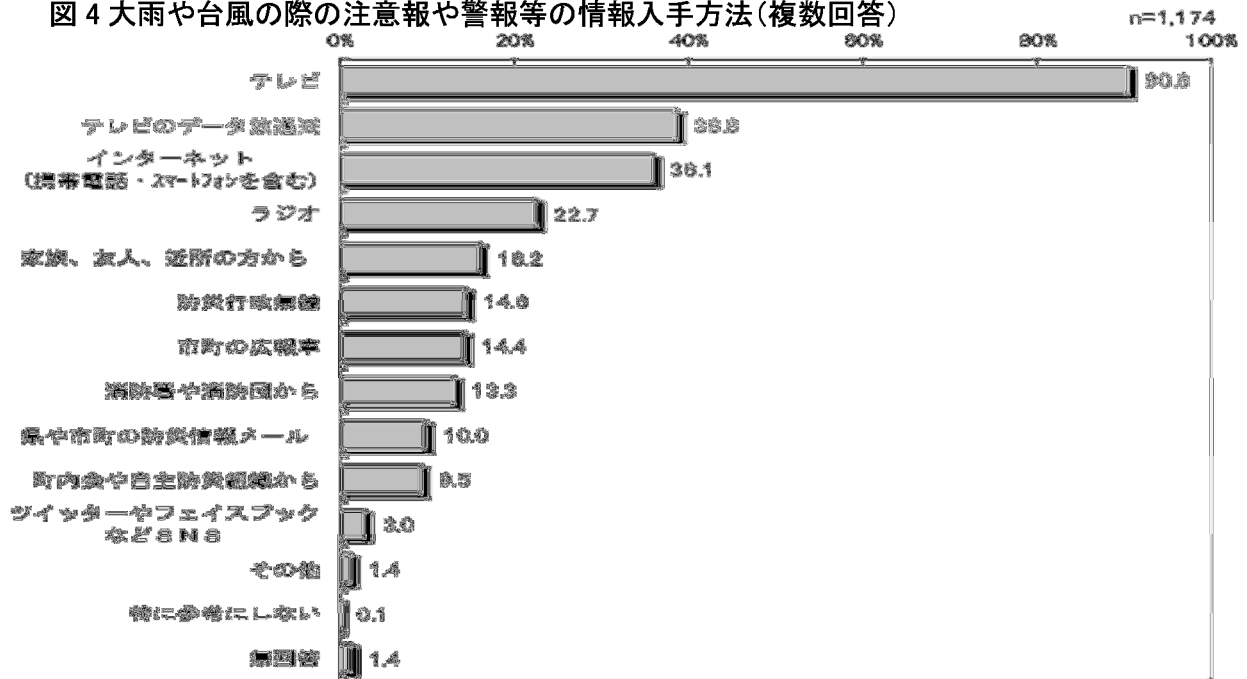
### (4) 大雨や台風の際の警報等の情報入手方法

大雨や台風の際の警報等の情報入手方法は、テレビが約9割と最も高く、県や市町



の防災情報メールや、町内会や自主防災組織から入手する割合は、それぞれ1割程度となっているため、テレビに加え、他の入手方法を知り、災害の危険性が高まった時には、積極的に防災情報を入手する行動につなげていく必要があります。

図4 大雨や台風の際の注意報や警報等の情報入手方法(複数回答)

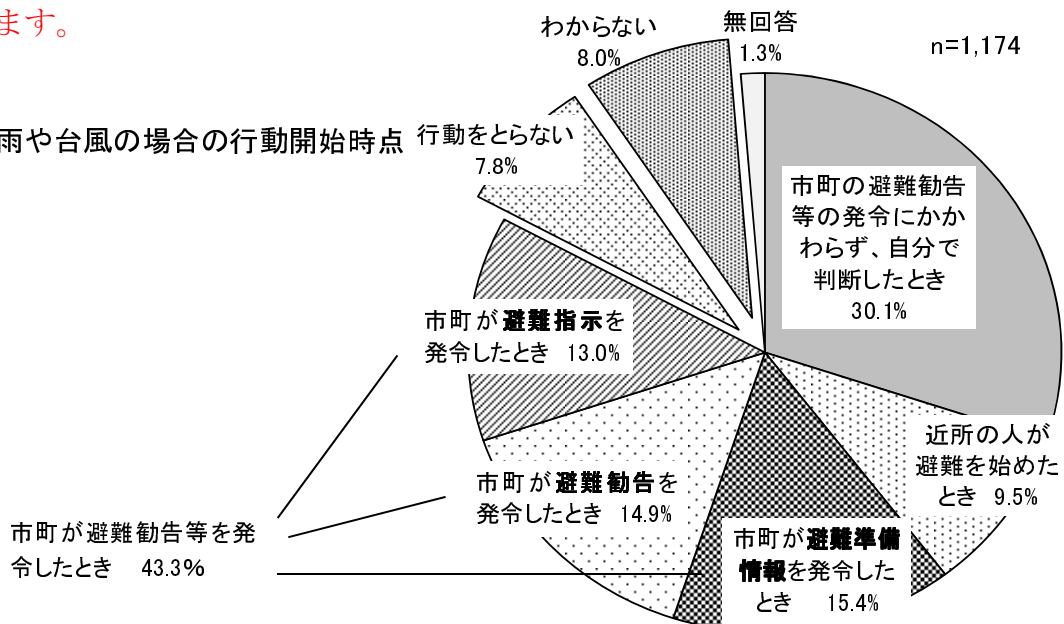


〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

(5) 大雨や台風の場合の行動開始時点

大雨や台風の場合の避難等の行動開始時点は、「市町の避難勧告等の有無に関わらず、自分で判断した時」が約3割、「市町が避難に関する情報を発令した時」が約4割、「近所の方が避難を開始した時」が約1割となっています。一方、約1割強が「行動をとらない」、「わからない」とする理由にも留意し、(2)の避難場所等の確認割合を高め、自ら判断して、実際に、早めに避難等の行動を起こす割合を高めていく必要があります。

図5 大雨や台風の場合の行動開始時点

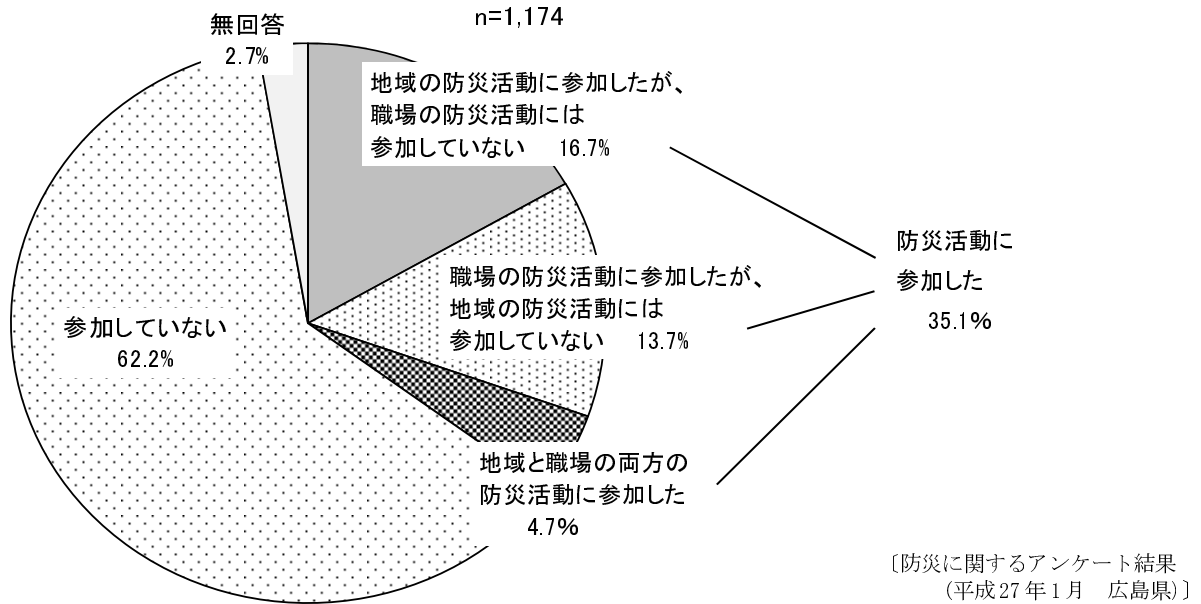


〔防災に関するアンケート結果（平成27年1月 広島県）〕

(6) 地域や職場での防災活動参加状況

地域や職場での防災活動に参加していない割合は6割を超え、そのうち、参加していない理由として、実施されているかどうか知らないとする割合が6割超となっているため、防災活動の実施予定の周知、広報の強化や、参画しやすい防災活動の実施などが必要です。

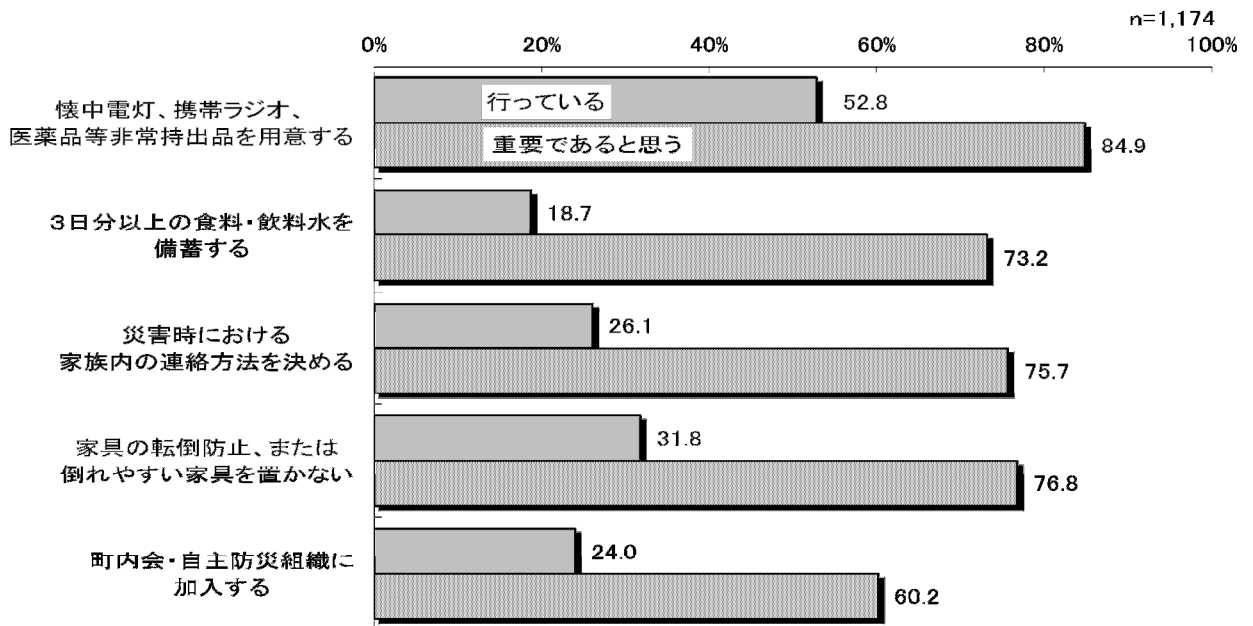
図6 地域や職場での防災活動参加状況



(7) 災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと

災害に備えるために、非常持出品の用意、食料等の備蓄、家具の転倒防止などを重要と考える割合は高いものの、実際に実行している割合は低く、災害に備える行動に結びついていない状況にあります。

図7 災害に備えて行っていること、災害に備えて重要であると思うこと



## 4 目指すべき姿とのギャップ

3（1）災害への関心にあるように、ほとんどの県民が、何らかの災害について、その危険性を知りたいと考えています。

しかしながら、同（2）以下の状況は、いざという時に、すべての県民のが、自ら命を守るため、適切な行動をとれることにつながる状況にあるとは言えず、目指す姿との間に、ギャップを生じています。

## 5 目指すべき姿の実現に向けた取組の考え方

### 正しく恐れ「災害死ゼロ」を目指す

- いっどこで起きるか分からない災害から、被害を軽減していくためには、県民や自主防災組織等が「正しく恐れることが大切であること」を認識する必要があります。
- これまでは、災害対策基本法等に基づいて、気象情報等の伝達や、ハザードマップの作成、住民等の避難誘導に関する計画など、行政が処理すべき事務を中心に規定した地域防災計画と、自助、共助、公助を担う各主体の役割を規定した防災対策基本条例が相互に補完しあう形で、防災・減災対策に関するソフト対策を講じてきました。
- しかしながら、昨年8月の土砂災害に伴う甚大な被害等を踏まえると、より一層の被害の軽減に努めていくことが求められています。
- このため、「災害死ゼロ」という明確な目標を掲げ、本県に暮らす県民が、災害から自分の命を自ら守るためにとっていただきたい行動を後押しできるよう、事業者や行政などが一体となって取り組んでいきます。

### 「知る」ことから始める

- 災害から命を守るためには、立ち退き避難あるいは垂直避難など、状況に応じた適切な行動の種類などを知っておき、災害発生時に、どうすれば被害に合わずに済むかを考え、判断し、かつ、行動することが求められます。
- そのためには、土砂災害の危険性があるのか、洪水の危険性があるのかなど、居住地等における災害の発生危険性やその予測される程度などを正しく知っておく必要があります。合わせて、災害の発生が予測され、若しくは発生した際には、どこにどのように避難することになっているかなど、災害種別ごとに知っておく必要があります。

- さらに、災害発生時に、適切に判断し行動するには、災害の危険性がどの程度まで迫っているかを、あらかじめ「察知する」必要があります。  
気象情報や防災情報、前触れなどの意味を知っておくと、いざという時に、あわてず、冷静な行動にもつながります。また、情報を自ら取ることも考え、どこからどのような情報が入手できるかも知っておくことが必要です。
- これら知った事柄を正しく理解しているかどうか、また、不足する知識がないかを確認するには、過去の災害事例や防災教室等で「学ぶ」ことが有用です。  
また、いきなりやってくる大規模地震の場合、事前の察知はできないことから、とっさに身を守るとともに、例えば家具の転倒防止など、個人で備えること、また、声掛けや情報の共有など、日頃から地域において備えることなど、普段からどのように備えておけばよいか知っておくことが必要です。
- このため、「知る」事柄について、より多くの県民に、分かり易く、かつ、的確に伝わるよう、事業者、市町、国の機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、「知る」ための取組を進めます。

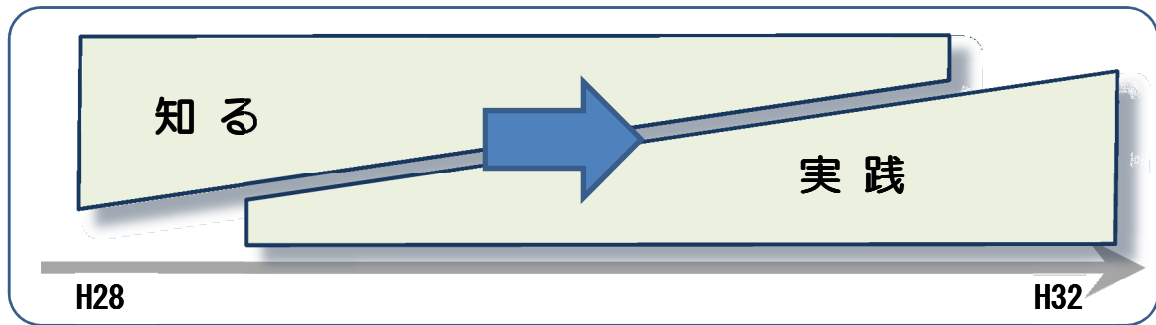
## 実践する

- 知ったことが身に付き、適切な行動をとることができるには、日頃の訓練が必要です。  
このため、防災教室、防災訓練の実施予定などを広く周知することにより、県民の参加を促すとともに、県内一斉に、あるいは、対象者を明確にして、あらゆる場所で自主防災組織、事業者、市町、県及び国の機関等が連携した訓練の取組を進めれば、地域で防災・減災に取り組む人材の活躍の場が広がり、高いスキルを持った人材として育ち、自主防災組織などの活性化などにもつながり、災害に強い広島県の実現に進んでいきます。

## 5つの行動目標

- こうした観点から、「目指す姿」の実現に向けて、地域において想定される災害の危険性を「知る」、災害発生時の危険性を「察知する」、自ら判断して災害の種類に応じた適切な「行動をとる」、災害及び防災について「学ぶ」、及び災害に「備える」の5つを、達成すべき行動目標の柱として、県民、自主防災組織、事業者及び行政等が一体となって取組を進めていきます。
- 5つの行動目標は、それぞれが単独ではなく、相互に密接な関連性を有しています。このため、総合的かつ計画的な取組により、相乗効果が生まれるよう進めていきます。

## 〔取組のイメージ〕



## 6 推進体制

### (1) 県民、自主防災組織、事業者及び市町等との連携

- 災害に強い広島県の実現を図っていくための原動力となるのは、すべての県民です。県民一人一人が、できることから行動していくことを基本に、事業者、市町、県及び国の機関等が、それぞれの特性を生かし、かつ、密接な連携の下で、総力を結集して、県民の行動を支え、促進し、「災害死ゼロ」を目指していくことが重要です。
- このため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、必要と考えられる取組について、日頃からの意見交換や必要に応じた取組の見直し、拡充などを進めていくほか、推進会議に参画するそれぞれの主体が、その特性等を活かして、県民運動の環が広がるよう努めます。

### (2) 県の役割

県は、この行動計画を積極的に推進していくための総合調整や、複数の市町にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援、また、効果的な取組の広範囲への波及・拡大などに取り組むほか、国への積極的な提案や要請を行っていきます。

## 7 進行管理

- この行動計画に基づく取組の推進状況については、毎年度公表することとします。
- また、目指すべき姿の達成度を測る指標を設け、アンケート調査を行うことなどにより、時系列でその推移を比較していきます。
- その上で、取組の優先順位の見直しや、新たな取組の検討などを引き続き進めていきます。

## 第2章 具体的な取組

### 「重点的な取組」の考え方等

- ① 災害から自らの命を守る行動をとることに直接的に結びつくと考えられるものを「重点的な取組」とする。
- ② 上記以外のものを、「①を補完する取組」とする。

## 《災害から命を守るための行動》

### (1) 身の周りの災害危険箇所などを「知る」

#### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 災害の危険性，災害危険箇所の確認
- 避難場所，避難経路の確認

#### イ 行動をとるために「知る」事柄

災害危険箇所，避難場所・避難経路 など

#### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■県内一斉に災害危険箇所等を確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域，事業者，学校など各主体がハザードマップ等を活用し，災害危険箇所，避難場所，避難経路を確認する一斉防災教室を開催</li> </ul>	自主防災組織 事業者，学校
<b>■マスコミとの連携による災害危険箇所等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ，新聞，フリーペーパー等で，ターゲットを明確にした周知</li> </ul>	マスコミ
<b>■生活動線上へのハザードマップの掲示による災害危険箇所等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の待合室，公共交通機関の車内等にハザードマップや啓発資料を掲示し，災害危険箇所，避難場所等を周知</li> <li>・転入者に対して，ハザードマップ等により災害危険箇所，避難場所等を周知</li> </ul>	病院，事業者 市町
<b>■ハザードマップによる災害危険箇所等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災-害ボランティア講座にてハザードマップの活用方法等を周知</li> <li>・ハザードマップの各戸配布，県・市町ホームページへの掲載</li> <li>・防災教室，出前講座，広報誌，広報番組等により，ハザードマップを利用した災害危険箇所，避難場所等の確認方法を周知</li> </ul>	社協 県，市町
<b>■県防災 Web による災害危険箇所等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県防災 Web により，災害危険箇所（土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域・特別警戒区域，洪水・高潮・津波浸水想定区域等），避難場所を周知</li> <li>・防災教室，出前講座，広報誌，広報番組等により，県防災 Web による災害危険箇所，避難場所の確認方法を周知</li> </ul>	県 県，市町

取組内容	取組主体
<b>■土砂災害危険箇所の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所の居住者に対する周知用チラシの作成・配布</li> <li>・土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に係る基礎調査の実施及び県ホームページ等での周知</li> <li>・土砂災害警戒区域等の指定地域住民への説明会の開催</li> </ul>	市町 県

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■不動産取引の機会等による周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取引の機会等を捉え、ハザードマップ等により災害危険箇所を周知</li> </ul>	事業者
<b>■広報媒体等を通じた災害危険箇所、避難場所等の周知の拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のホームページ等による周知</li> <li>・レシート裏面を活用した周知</li> <li>・県が作成・配布する印刷物等を活用した周知</li> </ul>	事業者 事業者 県
<b>■広報媒体を通じた周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに県防災 Web 等のバナーを掲載し、周知</li> <li>・広報誌、ホームページ、広報番組、コミュニティFM等により災害危険箇所の確認方法等を周知</li> </ul>	事業者 県、市町
<b>■看板設置による周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員だけでなく来訪者を含めて周知するよう社内に避難場所、避難経路を掲示</li> <li>・避難場所に対応する災害の種類を明記した看板を設置</li> <li>・海拔表示板等の設置</li> </ul>	事業者 市町 国、市町
<b>■防災ハンドブックの作成及び活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教室、出前講座、企業内研修等の教材として防災ハンドブックを活用</li> <li>・気象情報・避難情報の意味や取るべき行動及び入手手段等について、分かりやすくまとめたハンドブックを作成し、ホームページへ掲載</li> </ul>	県、市町、事業者 県
<b>■被害想定周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害想定・津波浸水想定・ため池浸水想定等について、住民説明会、ホームページ等で周知</li> </ul>	県、市町
<b>■他のイベントの場を活用した災害危険箇所等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の集客イベント（スポーツ観戦等）を利用した災害危険箇所等の周知</li> <li>・県が開催するイベント、研修会等による災害危険箇所等の周知</li> </ul>	県

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	13.2%	41.3%



## (2) 災害発生の危険性をいち早く「察知する」

## ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 防災情報メールの登録
- 気象情報，防災情報の入手手段の確保 など

## イ 行動をとるために「知る」事柄

災害発生の危険性を知らせる情報，前ぶれの意味や，その入手方法等

## ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■自主防災組織による情報伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の連絡網に固定電話に携帯電話を加えた情報伝達</li> <li>・連絡網に加え，班単位でお互いに避難を呼びかけ</li> </ul>	自主防災組織
<b>■テレビ等による気象情報・避難情報の伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意報・警報などの情報をテレビの字幕で周知</li> <li>・災害情報等をテレビのL字放送で周知</li> <li>・災害時には，テレビ・ラジオだけでなく，データ放送やホームページ等を活用し，きめ細やかな情報を迅速に提供</li> <li>・正確な情報を早くわかりやすく，テレビ（データ放送），ホームページを通じ繰り返し伝達</li> <li>・報道機関に対して，災害発生の危険性について，わかりやすく情報を提供</li> </ul>	放送局  気象台
<b>■気象情報・避難情報の意味と取るべき行動等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>テレビやラジオ番組</b>で県防災 Web（土砂災害ポータル）による土砂災害危険度情報の確認方法などを啓発</li> <li>・避難行動の判断材料となる気象情報（雨量，注意報，警報，土砂災害警戒情報等），<b>河川情報</b>及び避難情報（避難準備情報，避難勧告等）の意味と取るべき行動並びに情報の入手手段（テレビ（データ放送），ラジオ，防災メール，防災 Web 等）について，防災教室，出前講座，ホームページ，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等により周知</li> </ul>	放送局  気象台 中国地整 県，市町
<b>■防災情報メールの登録促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話販売店に「防災情報メール」説明用チラシを配置し，携帯電話の更新・新規購入者への登録を促進</li> <li>・次の機会を捉えた登録促進 携帯・スマホ教室，転入者への働きかけ</li> <li>・防災教室，出前講座，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等を通じた防災情報メールの登録促進</li> </ul>	携帯会社  携帯会社，市町 県，市町 気象台
<b>■避難勧告等の避難情報の住民への伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難先の確保状況や高台等の駐車場確保に関する情報を周知</li> <li>・テレビ（データ放送），ケーブルテレビ，ラジオ（防災ラジオ），県防災 Web，防災情報メール，音声告知放送，FAX（聴覚障害者用），ホームページ，SNS（ツイッター，フェイスブック），緊急速報メール，防災行政無線，おたすけフォン，サイレン，広報車等を通じて避難情報を伝達</li> <li>・公共情報コモンズを通じたテレビのデータ放送やメールマガジンによる避難勧告等の防災情報の提供</li> </ul>	市町 県，市町  県



## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■災害発生の前ぶれ等を察知した際の避難体制の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の前ぶれを察知した際に、自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網等）及び避難体制の確保</li> <li>・携帯、スマホ、パソコン等での情報収集が困難な人への対応を含めた、自主防災組織、自治会、民生委員等と連携した情報伝達手段の確保</li> </ul>	自主防災組織
<b>■気象情報・避難情報の入手手段である県防災Web等の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のイベント、パソコン・スマホ教室等の機会を利用した県防災Webの操作体験の実施と防災情報メール登録を促進</li> <li>・<b>テレビやラジオ番組</b>で県防災Webなどで気象情報・避難情報の確認を促し、早めの避難行動を呼びかけ</li> </ul>	事業者 放送局
<b>■来訪者に対する気象情報・避難情報の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医院の待合室等にテレビやモニターを設置し、来訪者等に気象情報・避難情報を迅速に提供</li> </ul>	歯科医院
<b>■避難勧告等の避難情報の伝達及び入手方法の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災速報アプリ（スマホ）の登録促進</li> <li>・大雨洪水警報や避難勧告などが出た場合、<b>自局ホームページ</b>やSNS（ツイッター、フェイスブック）による情報提供</li> <li>・緊急速報メールの積極的な活用による避難情報の伝達</li> <li>・住民に災害発生の切迫性が伝わる情報の伝え方の工夫及び文例の作成</li> <li>・防災教室、出前講座、イベント等の機会を利用した避難情報の入手方法の周知</li> </ul>	携帯会社 放送局 市町 市町 県、市町
<b>■緊急速報メールによる気象情報・避難情報の伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社ホームページによる防災情報の提供</li> <li>・緊急地震速報、避難勧告等の情報を緊急速報メールで伝達</li> </ul>	携帯会社 市町
<b>■県防災Web等での気象情報・避難情報の伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに県防災Web等のバナーを掲載</li> <li>・中国地方整備局ホームページにより防災情報（河川、道路等）を提供</li> <li>・県防災Web（土砂災害ポータル、河川防災情報、高潮・津波災害ポータル）、気象庁ホームページ等による気象情報・避難情報の伝達</li> <li>・防災教室、出前講座、住民説明会、防災訓練、広報誌、広報番組等による県防災Web等の周知</li> </ul>	事業者 中国地整 県、気象台 県、市町
<b>■避難勧告等の判断基準・伝達方法の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主避難等の避難行動の判断材料の参考となるよう、ホームページに避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を作成・掲載</li> </ul>	市町
<b>■災害発生の前ぶれを察知する方法の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教室、出前講座、広報誌、ハザードマップ配布時等において、災害発生の前兆現象の内容と発生時の対応（垂直避難など避難行動の方法や近所への伝達等）を周知</li> </ul>	市町

## オ 成果指標

指 標	平成26年度（現状）	平成32年度（目標）
県、市町の防災情報メールを登録している人の割合	8.4%	16.9%

### (3) 自ら判断して適切に「行動する」

#### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 災害の種類に応じた，早めの適切な避難行動
- 隣近所での声掛け，助け合い
- 防災訓練への参加 など

#### イ 行動をとるために「知る」事柄

避難方法（垂直避難など）災害発生時の状況に応じた適切な行動の種類等

#### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■自主防災組織による情報伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の連絡網として，固定電話と携帯電話を登録</li> <li>・班単位でお互いに避難を呼びかける体制を整備</li> </ul>	自主防災組織
<b>■災害発生の前ぶれ等を察知した際の避難体制の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が避難準備情報を発表した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前ぶれを察知した時に，自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確立</li> </ul>	自主防災組織
<b>■防災マップの作成等による災害危険箇所の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きや防災マップの作成による災害危険箇所等の確認</li> <li>・まち歩きや防災マップの作成を支援するため，防災の専門家を派遣</li> </ul>	自主防災組織，学校，県，市町
<b>■県内一斉の防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉防災訓練を開催し，地震から命を守るための行動が取れるよう，地域，事業者，学校などの各主体が，訓練を実施</li> <li>・総合防災訓練，避難訓練等により，避難行動を確認</li> </ul>	自主防災組織 事業者，学校 県，市町
<b>■避難行動要支援者の避難支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の搬送支援</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>	自主防災組織 市町
<b>■災害の種類に応じた適切な行動の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備え具体的にどう行動するのか意識してもらうよう啓発</li> <li>・災害発生時の対応に係るマニュアルを作成し，学内電子掲示板に掲示</li> <li>・防災教室，出前講座，住民説明会，防災訓練，広報誌，広報番組等で災害から命を守るために必要な行動（災害の種類に応じた自らの判断による避難行動（垂直避難，高台避難等）や危険を感じた時は避難勧告等を待たずに避難行動を行うことの周知</li> </ul>	放送局 大学  県，市町

#### エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■自主防災組織等による防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練や防災講習会の開催</li> <li>・地域と連携した防災訓練</li> </ul>	自主防災組織 消防団

<b>■避難経路の確認</b> ・「災害時帰宅支援ハンドブック」を作成し、地震災害時における帰宅ルートを社員が各自で確認 ・自社で作成した災害時初動マニュアル及び帰宅支援 MAP の社員への周知	携帯会社
<b>■社員等への防災情報の提供</b> ・台風接近前に社員及び家族に対して、防災情報を提供	携帯会社
<b>■県民一人一人による防災に関する運動の奨励</b> ・県民一人一人が防災に関して自分で出来ることから始めることを促進	県

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
防災教室・訓練への参加者割合	35.1%	39.6%

## 《普段から災害に備えるための行動》

### (4) 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」

#### ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

防災教室や、防災訓練に参加

#### イ 行動をとるために「知る」事柄

現在知っていることは最新か、不足している情報はないか  
 どこでどんなことが学べるか など

#### ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■県内一斉に防災教室を開催</b> ・一斉防災教室を、地域、企業、学校など各主体が県内一斉に実施	自主防災組織 事業者、学校 県、市町
<b>■女性、高齢者など、対象者別の防災教室</b> ・女性、高齢者など対象者に応じた教材の作成と防災教室の開催	
<b>■各地域で開催される防災教室の周知</b> ・防災教室の実施予定をホームページ、広報誌に掲載し、県民に周知	県、市町
<b>■企業向けの防災教室</b> ・企業の防災担当者等を対象とした防災教室の開催	県
<b>■教材の作成</b> ・気象情報・避難情報の意味や取るべき行動及び入手手段等について、分かりやすくまとめた防災ハンドブックを作成し、ホームページに掲載 ・防災教室、出前講座、企業内研修等の教材として防災ハンドブックを活用	県

<b>■防災マップの作成等による災害危険箇所の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きや防災マップの作成による災害危険箇所等の確認</li> <li>・まち歩きや防災マップの作成を支援するため、防災の専門家を派遣</li> </ul>	自主防災組織 県、市町
<b>■防災教育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育を推進するための教職員研修</li> <li>・「防災教育の手引」を活用した「防災に関する授業」の推進</li> <li>・共通の教材を活用し、県内一斉に災害危険箇所、避難場所、避難経路等について学校及び家庭にて確認</li> <li>・専門機関等と連携した防災教育等の実施</li> <li>・町内会、自主防災組織等、地域と連携した防災訓練の実施</li> <li>・先進校における取組事例の他の学校への波及</li> </ul>	学校  県、市町

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■自主防災組織等による防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練や防災講習会の開催</li> <li>・地域と連携した防災訓練</li> </ul>	自主防災組織 消防団
<b>■他のイベントと組み合わせた防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に参加できる環境をつくるため、地域の行事（運動会、とんど、地域清掃など）など他のイベントと組み合わせた訓練（消火訓練、災害危険箇所等の確認、炊き出しなど）を実施</li> </ul>	自主防災組織
<b>■各地域で開催される防災訓練の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練等の実施予定をホームページ、広報誌に掲載し、県民に周知</li> </ul>	県、市町
<b>■県内一斉の防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一斉防災訓練を開催し、地震災害から命を守るための行動がとれるよう、地域、企業、学校などの各主体が、県内一斉に訓練を実施</li> </ul>	自主防災組織 事業者、学校
<b>■過去の災害から学ぶ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練等で、過去に地域で発生した災害や教訓を伝承</li> <li>・ニュース記事に加え、連載や特集を掲載し、災害の原因に迫るとともに、土砂災害警戒区域の指定や被災者支援などを検証</li> <li>・報道を通じ、県民に防災・減災について考えてもらう素材を提供</li> <li>・県防災 Web に過去の災害記録を掲載（地域の砂防情報アーカイブ、広島県の砂防資料館等）</li> </ul>	自主防災組織 マスコミ  県
<b>■企業・団体による学ぶ場の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自局のホームページで、防災・減災の知識や情報を提供</li> <li>・出前講座、イベント等において、緊急速報メールの配信、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法を周知</li> <li>・セミナー等を通じて、防災等に関する意識啓発を推進</li> <li>・市町社協が災害ボランティアグループ等と連携して、災害・防災の意識啓発グッズ（防災かるた・すごろく等）を作成し、研修会で活用方法を周知</li> </ul>	放送局 携帯会社  社協 社協
<b>■事業者等における防災教室の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関して必要な知識の習得</li> <li>・構成団体等を対象とした会議等において県民運動を周知</li> <li>・構成団体等に対して防災に関する研修等の実施を依頼</li> <li>・企業研修のカリキュラムに防災に関する内容を追加</li> <li>・専門家の派遣等により、企業、団体が実施する防災研修を支援</li> </ul>	経済団体  県、市町
<b>■企業等による防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業防災訓練</li> <li>・社員を対象とした「安否確認メール」による安否確認訓練</li> <li>・ハザードマップを知ることによる災害危険箇所を把握する訓練</li> </ul>	事業者 携帯会社 携帯会社

<b>■教材の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震への備えとして作成した「災害対策ガイドブック」を改訂し、風水害等への備えを追加し、県民へ周知</li> </ul> <b>■災害時の連絡手段の周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災教室等において、171 伝言板サービスや災害用伝言板サービスなどの連絡手段を周知</li> </ul> <b>■緊急速報メールに関する周知</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急速報メールがどのような時（地震、避難勧告等）に、どのような情報（情報の種類による着信音の違い等）が発信され、どのような行動をとればよいのかなどを周知</li> </ul>	携帯会社
<b>■報道番組で学ぶ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害・防災をテーマに報道した過去の映像を自局のホームページに掲載</li> </ul>	テレビ局
<b>■FMと連携した防災情報等の提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFMと連携して、定期的な防災情報等を提供</li> </ul>	社協
<b>■防災教室、出前講座等の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織、企業、<b>学校</b>等を対象とした出前講座</li> <li>小学生と家族を対象とした防災教室</li> <li>県防災拠点施設における防災教室</li> <li>広島市総合防災センターにおける防災研修機会の提供</li> <li>講演会、イベント等の場を利用した防災教室（降雨体験機、3D土石流体験装置、土石流模型実験装置、起震車による地震体験などで災害の疑似体験）</li> <li>企業・団体、防災関係機関等が開催する研修、訓練、講演会等へ職員派遣</li> <li>気象庁ワークショップ「経験したことのない大雨その時どうする？」の普及啓発等</li> </ul>	県、市町、 中国地整、気象台 市町 県 市 中国地整、市  気象台 気象台
<b>■行政による防災訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民、企業、防災関係機関等の参加による総合防災訓練、総合水防演習、避難訓練を実施</li> <li>防災訓練、生涯学習、公民館講座を通じた、非常食づくり・炊き出し訓練を実施</li> <li>全住民を対象とした避難訓練を実施</li> <li>地震総合訓練を実施</li> </ul>	中国地整 県、市町 市町  市町 大学
<b>■全市町一斉避難訓練</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急速報メールを使用した全市町一斉避難訓練を実施</li> </ul>	市町
<b>■企業等の防災訓練の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家の派遣等により、企業、団体が実施する防災訓練を支援</li> </ul>	県、市町

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
防災教室・訓練への参加者割合	35.1%	39.6%

## (5) 非常持出品を準備するなど災害に「備える」

## ア 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 非常持出品の準備，家具の転倒防止等
- 家族間・住民同士の連絡体制の整備

## イ 行動をとるために「知る」事柄

- どのようなことに「備える」必要があるか
- 備える方法，どこで備えることが可能か など

## ウ 重点的な取組

取組内容	取組主体
<b>■自主防災組織による情報伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の連絡網として，固定電話と携帯電話を登録</li> <li>・班単位でお互いに避難を呼びかける体制を整備</li> </ul>	自主防災組織
<b>■避難行動要支援者の避難支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の搬送支援</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>	自主防災組織 市町
<b>■一時退避施設の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所までの避難が困難な場合などに備えて，一時退避施設（商業施設，マンション，社宅等）を確保</li> </ul>	自主防災組織
<b>■防災フェアの拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛企業の店舗で，非常持出品や備蓄品の展示コーナーの設置し，非常持出品や備蓄方法を周知</li> <li>・防災フェアに係る広報（県ホームページやマスコミと連携した周知，企業の新聞折込チラシへの掲載）</li> <li>・防災フェアの参加企業の拡大を図るとともに，防災フェアの周知方法を工夫（マスコミと連携した周知，企業の新聞折込チラシへの掲載など）</li> </ul>	事業者
<b>■出前講座等による啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座，防災訓練，ホームページ等を通じて，懐中電灯，着替え，常備薬などの非常持出品の備えについて周知</li> <li>・社会福祉協議会や防災士会との連携による啓発活動</li> <li>・非常持出品リストカードの配布</li> </ul>	県，市町
<b>■防災イベントの開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族単位で参加できる大規模な防災啓発イベントの開催</li> <li>・企業が開催する防災イベントと連携し，非常持出品等の備えの啓発</li> <li>・イベントの景品として防災グッズを配布</li> </ul>	県，市町
<b>■学校内の設備等の転倒防止対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設内の設備の転倒防止対策や避難経路の確保</li> </ul>	大学
<b>■耐震化や家具の転倒防止策の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ，防災教室，出前講座，他のイベント等を通じて，耐震化や家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会の提供</li> <li>・耐震診断・耐震改修の方法や市町における耐震診断・耐震改修の補助制度について，県・市町等のホームページで周知</li> </ul>	県，市町
<b>■耐震化の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修補助の実施</li> </ul>	県 市町

<b>■防災リーダーの養成</b> ・防災リーダー養成講座等を通じて防災リーダーを養成	市町
<b>■自主防災組織の育成強化</b> ・自主防災組織の設立や活発化を支援する自主防災アドバイザーの育成・派遣 ・自主防災組織への出前講座等	県 市町
<b>■災害発生の前ぶれ等を察知した際の避難体制の確保</b> ・市町が避難準備情報を発表した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前ぶれを察知した時に、自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確立を促進	市町
<b>■土砂災害に対する建物の改修の促進</b> ・市町における土砂災害に対する建物の改修補助制度について、県ホームページで周知	県

## エ 重点的な取組を補完する取組

取組内容	取組主体
<b>■避難場所の確保</b> ・地域のスーパーの駐車場等を避難場所として利用 ・ロビーを帰宅困難者用の一時退避場所として提供するとともに、携帯電話充電サービスを実施 ・災害の種類に応じた避難場所の確保 ・企業と協定を締結し、民間施設による避難場所を確保 ・避難場所までの避難が困難な場合に備え一時退避施設の整備 ・指定避難場所以外に地域指定避難場所を設置 ・避難場所をいち早く開設する体制の整備	自主防災組織 携帯会社 市町
<b>■報道機関等による周知</b> ・自局のホームページで、 <b>防災・減災に関する情報を提供</b> ・ <b>災害発生の危険性が高まる</b> 梅雨や台風シーズンは、 <b>テレビやラジオ番組</b> で、注意喚起 ・過去の災害発生日に合わせ、 <b>番組などで</b> 再度取り上げ注意喚起 ・日頃から、防災関連情報を伝え、いざという時に具体的にどう行動するか意識啓発 ・ <b>テレビやラジオ番組</b> で防災（豪雨災害・地震への備えなど）をテーマにした特集による <b>提供</b> ・市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFMと連携し、定期的な防災情報等を提供	放送局 社協
<b>■防災・減災の取組のアイデアの募集</b> ・ <b>テレビやラジオ番組</b> で防災・減災のアイデアを募集し、有用なものを番組内で紹介	放送局
<b>■教材の作成</b> ・家庭での地震への備えとして作成した「災害対策ガイドブック」を改訂し、風水害等への備えを追加し、広く県民へ周知	携帯会社
<b>■県民一人一人による防災に関する運動の奨励</b> ・県民一人一人が防災に関して自分で出来ることから始めることを促進	県

## オ 成果指標

指 標	平成 26 年度（現状）	平成 32 年度（目標）
非常持出品を用意している人の割合	52.8%	55.1%
自主防災組織率	84.8%	95.0%



## **〔資料編〕**

- 策定の経過
  - 防災に関するアンケート結果（平成 27 年 1 月）
  - 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例
- （参考 1）広島県防災対策基本条例
- （参考 2）過去の主な災害等